

第四十回国会 建設委員 會議録 第二十一号

昭和三十七年四月二十七日(金曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 二階堂 進君

理事加藤 高藏君 理事藤澤 雄次君

理事瀬戸山三男君 理事松澤 雄藏君

理事石川 次夫君 理事中島 巖君

理事山中日露史君

淺澤 寛君 井原 岸高君

大倉 三郎君 金丸 信君

木村 公平君 徳安 實藏君

前田 義雄君 兒玉 末男君

實川 清之君 田中幾三郎君

出席國務大臣

國務大臣 中村 梅吉君

國務大臣 藤山愛一郎君

出席政府委員

總理府事務官 水野 岑君

(首都圏整備委員 事務局長) 曾田 忠君

(合開発局長) 關盛 吉雄君

建設事務官 關盛 吉雄君

(計画局長)

委員外の出席者

總理府技官 (経済企画庁総 合開発局参事 奥田 亨君

専 門 員 山口 乾治君

本日の會議に付した案件

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八号)(参議院送付)

首都圏市街地開発区域整備法の一部

を改正する法律案(内閣提出第一四九号)(参議院送付)

○二階堂委員長 これより會議を開きます。

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。前会に引き続き質疑を続行いたします。

石川次夫君。

○石川委員 経済企画庁長官並びに建設大臣がきておりませんから、具体的なちよつと疑問に感ずる点の二、三を首都圏の水野局長に伺いたいと思ひます。

第一の既成市街地における工業等の制限に関する法律というものは、この必要性はわれわれとしても十分納得できるところでございますけれども、この裏づけになつてゐる資料というものは、この委員会では説明されておらなかった、こゝろ思ひわけでありませう。現在の二三区の東京都内における工場、その中で一体どの程度のものか外に出たいという希望をしておるかという具体的な数字、それからあと一つは、実は東京都の過度集中を排除するという目的をもつて作られた法律でございますけれども、過度集中が具体的な数字として一体どういふふうになつておるのか、この点であります。と申

しますのは、大きっぱいいわれておりますのは、大体年間二十五万から三十三万人の人口が東京に集中をしておる、こゝろいわれておりますけれども、実質は六十万だということもいわれておる。と申しますのは、東京都の中の地価が相当暴騰して住宅地を求めにくいというふうなこともあつて、それで郊外の方にどんどん流れておるといふ数字がおよそ三十万に近いといふような推定が出ております。それでなおかつ三十三万人近い人口がふえておるといふことは、大体プラス、マイナス六十万人の人口といふものが毎年東京都に集中をしておるのではないかと、こゝろいふようなことが言われておるわけでございますけれども、その六十万は、まあ差引三十万と仮定してもけっこうでございますけれども、二十五万ないし三十万の人口といふものが一体どういふ職業を選んで集中をしておるかという具体的な数字について、知つてゐる範囲で一つ御答弁願ひたい。

○水野政府委員 当委員会にかねてから資料を実は配付申し上げておるのでございますが、その資料を中心としたしましてこれから御説明を申し上げたいと思ひます。

東京の区部における工場の実態でございますが、三十五年現在におきまして東京の工場数は、四万九千四百三十五工場でございます。その工場従業員が百十三万三千人余でございます。従ひまして、首都東京は政治、経済、文化の中心であるのでございますが、それ

と同時に一大工業都市の性格をもあわせ有しておるといふような現状でございます。この工場が最近になりまして、工業立地条件が御承知のように非常に悪くなつてきておりますし、付近に拡張用地を求めようといつたしましても、拡張用地を求めることができない。それから工場等の新增設を制限するという法律もござりますので、拡張もできない。

そこで、よりやく最近に至りまして東京から分散しよう、こゝろいふ傾向が現われつつあるのでございます。その分散傾向につきまして東京都庁が調査をいたしましたのでございますが、この調査によりまして、東京都区部内の従業員三十人以上の工場、これが全体の工場数といつたしましては約六千弱でございますが、そのうち三千三百二十一工場につきまして調査票を配付いたしました。その結果移転または東京都の区部外に拡張を希望する工場は、約半数の千六百四十八工場に達しておるのでございます。このうち純粋にと申しますか、工場全部を移転しようといふような工場数が約五百工場に達してあります。

あとは拡張部分を首都圏内の適当な地域にこれを求めようとするものでございます。これらの工場における予定工場敷地面積は全体で六百四十二万坪に達しておりますが、なおこの調査外の工場敷地面積をいたしましては、おそらく一千万坪をこえるような膨大なものになるのではないかとこゝろいふふうに考えられるのでございます。しかも、この調査いたしました工場は、この移転なり拡張を希望する敷地面積につきましては、これをできるだけ早く取得をしたいんだ、おそくとも四十年までにぜひ取得をしたい、こゝろいふような希望になつておりました。従ひまして、私どもの工業衛星都市の建設もできるだけ急いで、ピッチをあけてやる、こゝろいふ必要性があると思はれるのであります。

それから第二点の御質問でございますが、東京の二三区内に毎年おびただしい人口増加があるわけでございますが、その区部人口の毎年の人口増加は、平均をとりますと二十六、七万といふような状態になつておりますが、最近一年間はこの増加傾向が多少鈍化いたしましたので二十四万人程度になつておりますが、なお樂觀を許さない現状でございます。ただいま御指摘がございましたように、これは居住人口の増加でございますので、そのほか昼間人口の増加があるのでございます。この昼間人口の増加が多数に上つておるのでございますが、そゝろいふふうに入者増加が毎年見られる。そゝろいふふうに入者増加がどういふ職業に従事しておるかということ調査をいたしておるのでございますが、この調査いたしました結果によりますと、第一位は何といつても工場労働者でございます。この工場労働者が群を抜いて多いのでございまして、これが全体の中で、もち

ろん無職業者、家族の妻でありますとか、そういうような家族の無職業者を除きまして、有業者といたしまして、先ほど申しましたように、第一位が工業労働者でございます。この工業労働者が約一六％くらいを占めておるのでございます。それから第二位が商業労働者でございます。これが八％強、それから第三位が公務員自由業、それから第四位が事務従事者、こういうような順位になっておりまして、工業労働者の増加が非常に著しい、こういうような現状になっておるのでございます。

○石川委員 それではその次に、この改正になる前の本法でございますが、大体作って三年くらい経過しております。その間にいろいろな許可申請あるいはそれに対する規制をするための目的をもって不許可にしたとか、許可をしたとかというふうな実態が、この資料の中を見ればおそろくわかるのじゃないかと思ひますけれども、念のためこの委員会でも明らかにしてもらいたいと思ひます。

○水野政府委員 工業等の制限に関する法律を施行いたしましたから、許可をいたしましたものが現在まで二件でございます。で、この法律がありません当時にございましたは、毎年二十七件程度、この制限規模以上の工場なり学校の増設が行なわれておったのでございまして、それを三年を経過いたしましたので、その間やむを得ないということと許可をいたしましたものが二件でございます。とある程度の効果はこの法律の施行によりまして上げているというふうに考えているのでございまして、これに対して、実は具体的に

不許可にした、こういう事例はないのでございまして、事前指導で相当相談が参りました。これは許可するわけにいかないということ、行政指導いたしまして、この許可申請するのを取りやめていただく、こういうようなことをやって参っております。そういう相談にこれまで参りましたが約三十件程度に上っておりますが、そういうものはよく工業等の制限等の法律の趣旨をお話し申し上げまして、御協力願う、そういうことで許可申請という手続をとる以前におきまして、これを取り下げていただいて、市街地開発区域の方へできるだけ行つていただく、こういうような措置をとつてきておるのでございます。

○石川委員 すでに規制法の効果というものは相当あったというふうに、今の答弁からうかがわれるわけでございますが、それにもかからず、東京都の人口が相当ふえているというの、一体どこに原因しているというの、お考えになるか。それと合わせてわずか二件しか許可をしないというふうなことで、現実的には相当規制の効果が上がっているというふうに別な見方をすればできるわけでございますが、それをさらに規制することによって具体的な効果というものは、どのくらいにお考えになっているか、その二点について伺ひます。

○水野政府委員 ただいま御答弁申し上げましたように、現在まで二件しか許可をいたしていないわけでございます。ところが最近の工場従業者の増加状況を見ますと、これは非常な増加傾向を示しておるのでございます。これを数字について申し上げますと、三十

四年一年間におきまして、工場従業者の増加は八万七千人余に上つております。三十五年一年間の工場従業者の増加は十万人余になっておるのでございまして、先ほど申し上げましたように、区部全体の毎年の増加人口が二十六、七万でございますので、工場従業者の増加だけで八万七千なり十万人の増加はこれにその家族を計算し、それからこの工場従業者の増加に伴うこれに関連する産業の従業者、その家族を入れますと、ただいま申しました工場従業者の増加の数字というものは、区部人口の増加の中できわめて大きなウェイトを持つものでございます。こういうふうに、工業等の制限に関する法律を施行して参りまして、しかもこのような工場従業者の増加が認められる、これはどこに原因があるのかというところを申し上げますと、第一に現行の工業等制限法によりまして制限規模というものが、あまりにも高過ぎる。御承知のように制限規模といたしましては、工場は千平方メートル以上、千平方メートル以上の作業場を持つ工場、こういうようなものを制限対象にいたしておるわけでございますが、これ以下の工場でございますと、何ら制限を受けません。この制限規模が現在は高過ぎるので、これをもっと引き下げる必要がある。

それから第二点といたしましては、現在の法律を施行いたしましたのが三十四年の四月一日でございますが、三十四年の四月一日現在におきまして、既存工場であるものにつきましましては、御承知のように特典がございまして、既存工場の団地内におきましては無制限に増設ができる、そういうことによりまして、この従業者が三十四年、三

十五年におきまして相当ふえておる、こういう結果になっておるのでございまして。先ほど申しましたように、制限規模以上のものはある程度押さえることができたけれども、制限規模以下のもは、どうしても押さえることができませんので、御承知のとおり、既存工場の団地内の増設は無制限にできますので、その結果拡張が行なわれた、こういうことになっておるのでございます。そこで、以上申し上げましたような点をこの際改正をしていきたい。そしてこの制限規模を引き下げる、既存工場でありまして、工場団地内の無制限な増設はこれを制限する、こういうような趣旨をもちまして、今回改正案を提案いたしましたような次第でございます。

○石川委員 局長にまだ伺ひたいことがたくさんあるのですが、この法案は大体きょう採決するといふ運びになっておりますから、極力簡単にいたしたいと思ひますけれども、幸い藤山長官が見えられましたので、この法案と関連する前提条件となる事項につきまして若干の質問をしたいと思ひます。と申しますのは、新産業都市法案のときも私連合審査でいろいろ申し上げてありますことは、大体高度の国土利用計画というものをやるのが前提条件ではないか。新産業都市あるいは今度の首都圏整備の法案に関連をいたしまして、工場団地を設定するということになれば、とたんに地価が上がるというふうなこともなる。しかしながら、この法案そのものが非常に必要な法案だといふことは認めるわけでございますけれども、何と申しても民間の企業採算をとる私企業に対して土地収用を強要するといふことは、それだけ

についで見てもどう考えても憲法違反の疑いが濃いと云わざるを得ないのであります。しかしながら、都市における過度集中を排除するといふことが当面の緊急課題になっておるといふこと、この法案が公共の福祉に合致するのだ、違憲でないといふことが裏づけになってやうと目の目を見たといふようないきさつを持っておるわけでありませぬ。その点についてわれわれは理解いたしますが、そのためには前提といたしまして農業はかくあるべし、あるいは工業はかくなければならぬといふことを、非常に限定された狭い日本の国土の中で大きな人口を擁しておる。需要と供給の関係だけで地価がど

んどんはね上がっていくといふことだけなく、画然とそこを所得せしめるような国土計画というものが前提となつて確立をされて、その利用区分が明確になったあとでこの法案が出るというのであれば、あるいは新産業都市法案というものが出るというのであれば、満腔の賛意を表するにやぶさかでない。ところが、その前提といふものが全然満たされておらない。この部分だけが飛び出したような形で出てくるというところに、憲法違反の疑いがあるのではないかと申す。そういう点で長官に伺ひたいのは、国土総合計画案というものを迫水閣務大臣が企画庁を担当しておりましたときに発表されておるわけでありませぬ、それがいまだに具体的に発表されておりませぬ。新産業都市で質問を申し上げたときにも、私の質問ではありませぬけれども、大臣は、四月ごろには大体その計画の具体的なものを発表する予定だと



大臣にもあわせて一つこの点についての御所見を伺いたいと思ひます。

○藤山國務大臣 私には、企画庁の本来の姿というものは、やはり経済の基本的な調査研究の上に立ちまして、日本の経済をどう運営していくかという一つの大きな方針を立てて参りますことが、一番の役所の使命だと存じております。従つて、その意味におきまして、国土の総合開発その他も、やはり重要な一つの調査研究の課題でございますけれども、しかし実は現状においては、企画庁の仕事は各省庁の間の調整統合のあつせんをするというふうなことで、そういうことをやっております結果として、各省庁の間の意見の食い違つたようなものがまとまつた場合に、全部これが企画庁に近ごろはだんだんおろされてくるわけでございます。これはあまり姿のいいものじゃないと思ひますのでございませぬ。ですから、企画庁は前段に申しましたような観点に立つて、一つの大きな総合的なプランを立てる官庁としていくべきだと思ひます。今御指摘のようになぜそういうことが起こつてくるかといへば、やはり現在のよりな非常に複雑多岐な、かつ昔と違ひました実態が出てきて参つております場合に、行政機構そのものが必ずしも適応してない点があるからこそ、各省の調整を必要とし、あるいは各省に意見の懸隔を起す点もあろうと思ひますのであります。そういう意味から言ひまして、今回来有力な民間の方々から七人そろつて、そして行政組織改革の委員会もできまして、十分ここで御検討願ひまして、たとへば国土省を作るとかあるいは

国民生活省を作るとかいうような、新しい構想をいろいろ考へていただくことが適當じゃないか。そして、その場合における企画庁の意思というものは、経済全体に対する一つの大きな基盤の調査研究と総合対策の樹立というふうな持つていかれるべきではなからうかというふうな、私見としては私考へておる委員等について大きな期待を持つておるわけでございます。

○中村國務大臣 ただいま藤山長官からお答えがありましたように、私どもとしても思つておりませぬ。企画庁としておられる水資源であるとか総合開発等になっておられます。他の本来の使命達成の上から見ますと非常に御迷惑とされておられるんじゃないかと思ひますが、現状の行政機構がごういふふうになつておりますのでいたし方ない次第で、私もいたし方ないで行政調査会がございまして、いわゆるフォーパ一委員会で行政機構全体を検討される際には、ぜひごういふ問題も一つ取り上げて御検討願ひたいという希望を持つておられます。所管の大臣にも申し入れていたしておるような次第であります。今後政府部内全体としても十分検討すべき問題である、かように考へております。

○石川委員 この問題は、行政機構の改革の根本をなす問題で、ここでは討論をしたり結論を出す場ではないと思ひますが、そういう要望を申し上げておくにとどめておきますけれども、国土総合計画というものはどうしても急いでやらなければならぬ。高度の利用区分を明確にするというこの上に立つ

て初めて土地というものは、イギリスのキングス・ランドという思想までいかなざるも、所有権は神聖かつ犯すべからざるものであるが、国の目的に沿つて高度に利用するための利用権というものは、今のようにならざるに供給との関係でほしにただ需要と供給がつりあつていくという関係でなしに、持つていかなければ、長い歴史を見た場合の日本の発展というの望めないのではないかと。土地問題はきわめていろいろな政策の根本をなす問題であるというところをお考へをいたしたい。早急に、緊急な課題でありますし、拙速というわけにいきませぬけれども、ぜひ進めてもらいたいというところを希望するにとどめておきます。藤山長官大へんお忙しいようでありませぬが、あと非常に重要な問題を質問したいと思つたのですが、簡略に申し上げたいと思ひます。この前も申し上げましたけれども地価の問題でありまして、申し上げたことは、いろいろな物価対策、総合対策というものを設けられましたが、これについては私も意見はあります。意見はありますけれども、ここはその討論をする場所ではありませぬから省略いたしますけれども、何と云つても物価の根幹をなすと言つてはちよつと言ひ過ぎかもしれませぬが、地価の対策というものを、おろそかにした物価対策というものは意味をなさない、ごういふふうに思ひますを得ないわけではあります。この理由につきましては、私からお話するのは釈迦に説法のきらいがありますから、あえて申し上げませんつもりではございませぬけれども、何と云つても住宅の取得難というものが、地価の高騰に基因して

いる。庶民の生活はそれによって非常に圧迫を受けておるといふことは、否定できない重要な問題ではないかと思ひます。それから、さらに公共用地を取得しようといつても、ごういふ地価が上がつていくといふようなことで、国土開発というものは円満にいかないという問題もあるわけではあります。

それから、そのほかに、現在のところはそのほどの大きな影響はないけれども、工業用の土地の値段というものは、外国に比べて最近は大體十倍くらいになつておる。ところがこれはこのままではまればいいのですけれども、このまま野放しでどんどんうなぎ上りになれば、工業製品の価格というものが当然はね返つてくることは明らかである。そういうことかから、かて加えて国際競争力というものを対する影響にもなる。それはただ単に工業製品だけではなくて、おそろく農業経営というものも資本主義経営に移ることにならざるを得ないのではないかと予想されますけれども、その土地の売買価格というものは非常に高騰するといふことになれば、農産物の価格にもはね返つてくることは当然であります。そういうふうなことで、この土地の値段を何とか押えるといふことをしなさいと、これはとんでもないことになる。これは国民が皮膚に触れて、庶民といわずあるいは経済人といわず、感じておるわけでありませぬけれども、土地政策と同じように、物価対策の一番根幹になる地価の対策といふものは、何ら手を打たれていないといつても差しつかえないんじゃないかと思ひます。これは非常にむずかしい問題です。しかし、わが党の立場から

いいますと、何か旧地主の農地補償の問題に見られるように、自民党の性格というものが何か地主を背景としていふことを期待して地主が背景になつておるから、地価対策が打てないんじゃないかというふうなことを勘ぐらざるを得ないわけでありませぬ。それは、しかし国民の生活とは完全に離反することになるわけでは、どう考へてもこの地価の問題というものは積極的によつてもらわなければ困る。従つて、地価の問題で申し上げたいことはいろいろたくさんありますが、最近の問題として私が懸念をいたしておりますのは、貿易の自由化ということと関連して、資本あるいは為替というものが自由になるということになつて、今のままの地価の状態でありませぬといふこと、このくらい安定した投資というものはないわけでは、外国の資本が日本の国土を相当支配するといふことは決して杞憂ではないと思ひます。そういうこともあわせて考へていかなければならぬ。それから、さらに地価がごういふふうなところの一つの担保能力というものが出て参ります。国民所得ばかりありません。従つてこれによつて、これを担保として、いわゆる信用インフレのものになつておる過剰投資の根幹になつても、株の方は曲がりなりにもこれは大蔵省というものが監督、規制ができていふような仕組みができておるはず。しかし、株は国民のうちのわずかに二割かそこらしか持つておらないで、しかも、土地なしに生活して

いる人は一人もないわけでは、この国

民が土地なしに暮らしていけないといふ、その土地に対する管理、国土総合計画といふものもありませんけれども、地価の問題について何らの規制も行なわれていない。これでは私はどうしても政治の重大なる欠陥といわなければならぬと思ふ。われわれとしても、この地価問題は非常にむずかしい問題であるけれども、今非常に苦心惨たんしながら地価問題の対策に取組んでおりますが、なかなか容易なことでありません。それで私は非常に困難な課題であるといふことは十分よくわかりますけれども、具体的に政府としてはこの地価対策についてどうやるのだという話は、審議会や何かではちよい出でますけれども、政府自身が、おれたちがどうやるのだという意思表示をしたという例はまだまだかつて聞いたことがないわけで、非常に怠慢だと思ふ。私はおとといでたか建設大臣に伺いましたところが、鑑定員の制度を作るというところで何とかしたいということを言っておりますが、一つでも二つでもいいから、土地の値上がりするというムードを消すための強硬な手段、具体的な方策が打ち出されなければ悔いを千載に残すのではないか。これはほつておいていい問題でない。審議会を作つて二年も三年もたつて、そのうちに何かいい案が出るであらうといふことで放置できる問題でないのではないか、こう思ふわけでありませうが、経済企画庁長官として、この地価対策の根っこになる地価対策に対してどういふ具体的な案を持っているか。お持ちであるなら聞かせていただきたいと思ひます。

○藤山國務大臣 物価の面から見まし

ても、お話のように三十六年度の消費者物価の上がりました原因は、食料関係について住宅費の問題が高騰の原因をなしておるものがございます。そういう意味から見ましても、直接消費者物価対策の上からも必要でございます。今御指摘のございましたように、たとえ公共用地の取得なりあるいは今後工業を発展させて参りますためには、地価の高騰ということ自体が日本の経済に及ぼします影響は、非常に重要なものでございます。たとえ首都圏から疎開をするというふうなことを考へてみましても、行き先の地価が急に高騰するということもございまして、先般も日本の輸出玩具の関係の方々が千葉縣に移住をしようとしたところ、地価の問題で行きつつかえたりというふうなこともあるわけでありませう。そういう面から見ましても、今後の経済のあり方、工業のあり方という上から見ましても、この地価問題は非常に重要だと思ひます。御承知の通り宅地関係につきましても、建設省がすでに審議会を作られました、十分この問題に取り組んでいただけたらと思ひますけれども、経済全体を総合的にながめてみますと、これらの問題をどう処理していくかといふことは、非常に重大な問題だと思ひますので、私どもも昨年来この問題について、企画庁内でもって検討を始めております。近い機会に外岡等の地価に対する対策等も調べ上げて参りたいといふことで今進めておるわけでありませう。ただお話のように非常に問題でもございませうので、むろん

早急に問題を解決して参ることが必要であることは、私どもも十分承知しておりますが、慎重にそれらのものを検討して参らなければならぬ点もございませうので、そういう意味において決してこれはなほおざりにできない問題として、早急に問題を取り上げていかなければならぬという考え方のもとに、現在企画庁においても、総合的に土地の問題をどうするか、地価の問題をどうするかといふことを検討をすでに開始しておるところでございます。

○石川委員 心がまえはよく拝聴いたしましたけれども、具体的にどうするかといふことを一、二わかれば伺いたかつたのです。これは、別な機会にまたゆつくりお伺いするといいたしまして、その点は省略いたしますけれども、私非常に残念に思ひますのは、経済白書といふのは大へんよくできておりました。私拝見をして、相当厚いもので、詳細なデータが載つておりますけれども、地価に対してことさらにこれぞといったことに触れておりませう。そういう点でも、私は、何か経済企画庁として、地価の問題をむすかしからことさら逃げておるのか、あるいはその重大性といふものの認識が少くないのかといふ疑念をいつも持ち続けて今日まできたわけでありませう。今伺えば、この地価の問題は大へん重要だといふことを承されて、早急に対策を立てなければならぬといふことの上でございませうから、この経済白書の中には、地価の問題を特筆大書するといふことでなければ、私は困ると思ひます。その点でぜひ一つ経済企画庁長官の猛省を促すと言つては大へん越越かもしれませうけれども、この点について

てぜひ認識を新たにしまして、具体的な案を一つでも二つでもいいから、たとえばおととい建設大臣が話した鑑定員制度を設ける、あるいはそのことによつて地方々々の標準地価といふものを公示するといふようなことをやつて、それを守るのだといふふうなムードを作つただけでもずいぶん違ふんじやないか。もちろんそれだけでは十分な効果を上昇することはできないかもしれませう。いろいろな総合的な対策を必要とするのだらうと思ひますけれども、この点は、庶民の生活の安定、物価対策の根源といふような意味で、ほんとうに具体的に一歩でも二歩でも前進させるという気迫をもつて、一つ取つ組んでもらいたいといふことを一言要望いたしまして、経済企画庁の関係はこれくらいで今日は打ち切ります。

○二階堂委員長 関連して、私の方から企画庁長官にお伺いします。今、石川先生の方から御質問がございませうが、土地の問題は非常に重要な問題なんです。ただ単に建設関係のみならず、国民生活全体について非常に大きな問題だと思つております。そこで国土総合開発法に基づく総合計画を近く具体的にお示しになるようなことになつておると思つておりますが、この日本の狭い国土の土地利用計画といふものを全国的に調査されて、はつきりした一つの指針と申しますか、これはわれわれの立場から申しますと、計画経済ではないのですから、この土地はこうすべきだとか、この土地はこの値段でどうすべきだとかといふことは別問題といたしまして、住宅地といふものに対して土地が一体どのくらいなければならぬものか、あるいは食糧政策の上から

ら、農業の面から考えた農地というものがどの程度必要なものか、その他土地に必要な問題が相当あるわけなんです。そういう土地の総合的な利用計画といふものを政府全体においてお立てになる、方針をお示しになることが前提であつて、今見ておられますと、建設省は住宅について土地の値上がりが多いから、この点についてはどうしなければいけぬとか、あるいは農業の問題につきましても、一方では土地をどんどん侵食しながら、一方においては開墾、開拓を盛んにやつておる。食糧政策も変わつて参りますので、そういうこと等勘案されて、今後日本の土地の利用といふものをどういふふうに具体的に計画を立てていくかといふことを、政府全体としてお考えになることが焦眉の急務じやなからうか。これは国民生活、経済全体に關する大きな問題です。そういう計画が非常におくられておると思つたのです。そういうことに対して、企画庁が——どが担当されるかわかりませんが、少なくとも藤山さんの方におかれましては、そういう全国の土地の利用計画といふものを、これは地域的にもいろいろ問題がありませう、そういうものを早急にお立てになるという決意を、行政機構全体の改革とも関連して積極的に政府がなされる時期に来るとおると思つたのです、そういう決意がちゃんと示されておると思つたのです。その法律ができておるにかかわらず、全く死文化されておると思つたのです。生きていない。従つて親になる法律が死んで

しまつておるから、地域的に個々ばらばらの地域開発というよりな法律ができてきておる。それに関連して、今度はまた地価の問題等がいろいろ出てきておる。たとえば大きな道路が一本通るにしましても、その道路がどこを通るかというのを民間の人はウの目タカ目目で調べておる。大きな道路が通れば地価が上がるのだ。そうすると、金を持つた者は、すぐその付近の買収を始める。特定の業者がゴルフ場を作ったりホテルを作ったりして金もうけをしようとする。そういうふうなことで、私は取捨のつかないことになつてしまふと思ふ。事が起こつたときに場当たりの政府は各省においていろいろの案をお立てになる。そういうことでは、今後いろいろ行政上混乱を来たすばかりだと思ふ。そういうことは、今後一つ政府が腹をきめてやればやれぬことではないと思ふ。党においては、行政機構改革の特別委員会ができておられますけれども、各省間のなや張り争いがある、なかなか具体的にできない。私は政府の腹いかにんよつてはきめらるべきものだと思うのです。が、そういう決意を一つお示し願ひたい、こういうふうにか考へるのですが、長官の御所見がありましたら何つておきたいと思ふ。

○藤山国務大臣 将来の土地計画は、委員長の話のように、私も非常に重要な問題と思ふ。かりに所得倍増計画等におきます計画に即応して、どういふふうな土地の分割状態ができるか、農業に對してどう、工業に對してどう、あるいは公共用の道路その他施設の對してどうとか、こういう問題は十分検討しなければならま

せんし、またおそらく農業におきましても、選択的拡大というふうなことで、将来の農業用地の問題というものは相当な変化もあるのではないかと思ひます。工業につきましても、今日までの過去の統計を見ても、今日まではふえてない。工業の規模に對して、常識的に考えますと、非常に大きな規模に土地がふえていくように考えますけれども、必ずしもそういう状況でもない。これはやはり中小企業の発達あるいは工場自体が平屋でなくて三階、四階になるといふような関係もあろうと思ひます。割合土地の余裕がありながら、近代産業は比較的用地面積が少なくていく。そういう点をもう少しこまかに調べてみることは非常に必要なことだと思ふので、結局土地の価格の問題を扱います基礎的な問題というものは、そういうところから一つ根を出して入りませんとできてこない問題じゃないかと思ふ。そういう点については従来必ずしも十分であつたとは私ども思つておりませんし、また十分な調査もできておりません。従つて、こういうふうな調査は、先ほど申しましたように、各省にまたがることがありますから、各省とそれぞれ共同をしながら、われわれとしては農業用地が将来の選択的拡大によつてどの程度に変化を起しなからいか、あるいは工業用地が、日本の産業の十年後の状態によつてどのくらいな工業用地面積を要するか、そういうふうな点についてはさういふふうな思つておられます。これがやはり地価の問題を解決します一つの基礎的な資料になると思ふのでござい

まして、委員長のお話のようなことに ついては十分一企画庁としても検討をいたし、さらに研究して参りたいと思ひます。

○石川委員 私もうすでに申し上げたのですけれども、委員長と若干意見を異にする点があるのです。

それは、自民党は自由経済だからというお話があるが、私は憲法学者に來ていただいて、大体マッカーサー憲法といわれる向きもあるけれども、英文の原稿は、憲法二十九条はどうなつてゐるんだという話を伺いましたところ、土地固有に近いような思想が盛られておつて、それが削除されたといふ話をおも前にも聞いたことがあるのです。なるほど土地固有というふうなことは、われわれとしてはもちろん考へておりません。考へておりませんが、何回も申し上げますように、非常に狭い限られた国土、国民の共有の財産とも言える貴重な国土といふものは、自由放任されるべきものではない、こ

うわれわれとしては考へております。従つて、利用区分というふうなもの、きつとときめて、高度に利用できるのだという自信を持った上で、ある程度これは積極的な協力を求めるための強硬手段もやむを得ないのじゃないか。所有権の問題ではない、利用権の問題ですが、またそのくらいの考へ方をしないと、国土といふものの価値はなくなるのじゃないか、こういうふうに加えて、またそのくらいの決意がないと土地問題の解決はつかないといふふうに考へております。

工業制限の法令の中で、私大へん不勉強で申しわけないのでございませうけれども、これは都市計画として事業を行なうといふことになつておるわけですから、それでたとえば水戸なら水戸、私の方でいふならば日立なら日立といふところに都市計画があつて、それを首都圏で開発区域に指定して、その都市計画の中で商業地域とか工業地域とか重工業地域とか住宅地域といふふうに分かれますが、その中の工業団地として首都圏整備委員会がこれを指定する、こういう運びになるのか。それとも十六の開発区域が一応あるわけですが、その中で工業団地といふものだけを抽出して指定して、この法案の対象にするといふおつもりなのか。その点があつておきたいと思ひます。

○水野政府委員 まず首都圏整備計画によりまして、市街地開発区域を指定し、そして市街地開発区域につきまして、重要施設の整備計画を作るわけでございますが、この重要施設の整備計画の大きな一環となるものが工業団地造成事業でございます。この工業団地整備計画の一環としてきめて参るのでございませう。その工業団地造成事業は、今回の改正法律案が制定されるといふことになりませう、この首都圏整備計画で定められました工業団地造成事業をもといたしまして都市計画決定をしていく。ところがこの都市計画決定をする際に、この工業団地造成事業を都市計画決定する場合におきましては、工業専用地区であるといふことが重大な要件になっておられます。従つて、工業専用地区がすでにあるといふ

ような地区につきまして、工業団地造成事業の都市計画決定ができるのでございませう。そういう場合、私どもの市街地開発区域におきましては、新しい団地を相当規模に取得いたしましたして、造成をしていくといふようなことになつておりますので、通例の場合におきましては、用途地域が指定されてない場合が非常に多いのでございませう。そこで首都圏整備計画をまきまきして、そしてこの首都圏整備計画に基づいて、新しい市街地になるところに用途地域をまきまきしていただく。しかも今度はいくらも工業専用地区といふことが要件になっておられますので、工業専用地区の指定をしていただく、こういうことになつておられます。

○石川委員 それで大へんしろうとの

質問で恐縮ですが、首都圏整備委員会の方で、今度は市街地開発区域というものを指定して、工業団地であるとか、こういう指定をしたときに、おいて、すでにこの法案の対象となる土地取用の権限というものを発動するのかどうか。あるいはそれをさらに地方の都市計画におおして、そこで都市計画を作つて用途地域を明らかにして、工業専用地区となつたときに、この法案の対象となる資格要件が備わるのか、その点がはっきりしないのですか……。

○水野政府委員 工業団地造成事業として、本改正案によりまして取り上げられて、そうして土地収用権が出てくると申しますのは、工業団地造成事業というものは、都市計画事業決定をなされる、この段階においてでございます。従いまして、都市計画決定に基づいて都市計画事業決定というものがなされるわけでありまして、これは各地方にある都市計画地方審議会にかけまして、そうして住民の意向というものが十分に審議を通じて反映するわけでありまして、そういう意味で都市計画地方審議会の議を経て建設大臣が都市計画事業決定をする。その際に、具体的に土地収用法の事業認定があつたものとみなされるということになつておりました、そういうときに初めて土地収用権が発動できる態勢になるということでございます。

○石川委員 それでは次に移ります。工業の団地に指定をする専用地区ですか、この工業専用地区というものは、どのくらいの面積を大よその概念として首都圏整備委員会では考へておられるか。それから専用地区の中に

は、関連する施設としての工場だけではないに、住宅も考えられるかもしれないし、あるいはいろいろな福祉施設等もあるかもしれません、そういうものも含めて考えられておられるのか、純粋に工場だけなのかどうか、その点を教えてもらいたい。

○水野政府委員 私どもの市街地開発区域の建設方針というものでございまして、これは大体大きなところも小さいところもありませんが、内陸地帯においては、平均しまして八十万坪の工業団地を取得計画する。そうして八十万坪の工業団地を計画いたしますと、大體工業従業人口が約二万人それによつて増加するわけでありまして、これに第三次産業従業人口、それからそれらの家族といふものを含めて考へまして、十万人程度の人口をいわたる人爲的にふやしていく、そういうことで八十万坪の工業団地を設定計画するわけでありまして、この八十万坪の工業団地の中で根幹になる地域、こういうような地帯を公共的な機関をして、都県あるいは都県の加入する一部事務組合、住宅公団、こういうものに直接造成せしめる、こういう方針でございます。現在までやつておりましたのは、八十万坪のうち最近は五十万坪程度をただいま申しました公共的な機関をして造成せしめる。従いまして、五十万坪程度のことを今実施して参つておりますが、最近の工場の分散傾向等にかんがみまして、八十万坪という工業団地全体につきまして、公共的な機関をしてみずから取得、造成せしめる、こういうふうにした方が適當ではないかというふうに考へまして、八十万坪程度を今後は工業専用地区として指定をい

たしまして、公共的な機関をして造成せしめる、こういうふうなことをやつて参りたいというふうなつもりでおるのでございます。

○石川委員 きょうは文部省が来ておりませんけれども、文部省の方の学校の関係につきましては、この前山中吾郎さんからの質問で大体尽きておると思ひますから繰り返しません、学校も相当人口が集中するといふ点ではむしろ工場以上ではないか。家族がないといふことで、全体の数字としてはそれほどでもないかもしませんが、集める度合いからいけば、学校の方がむしろ密集するといふふうに考へるの、今度の附則にある三年の猶予期間といふことになりまして、この前も申されましたように、これからの三年間といふのは大学のピークです。三年間のピークが過ぎてしまえば、あとは学生の数は絶対数としては日本では減つてくる。従つて、三年間の猶予期間を与えるならば、ほとんどの整備といふものが済んでしまふといふことになる、そこで三年間だからそれ急げといふことになつて、むしろこれは促進をするといふことになつてしまふのではないか。こういうふうなことで、われわれとしては附則に対して、趣旨は了としないわけではございませぬけれども、かえつてこれは逆効果になるということを考へておりました、むしろ学校の移転なんかにつきましては、われわれが前から言つておりますように、文教都市といひますか、そういうものへ思い切つて移転をするというふうな基本的な構想、抜本的な対策というものを打ち立てない、非常に小細工にすぎないという格好になるのじや

なからうか。これは工場その他を含めて言えることではあります、特に学校なんかにつきましては、文教都市というふうな構想もあらはらしておるようでありまして、この文教都市を作るというふうな構想があれば、それに持つていった方がむしろ抜本的な対策になる、こういうことなんです、この点はどういうふうにお考へになつておるか、あるいはまた大学等の移転なんかは、現在はほらほらと進捗してある程度の実績が上がつておるとすれば、その実数なんかがおわかりだつたらお知らせを願ひたい、こう考へます。

○水野政府委員 ただいまの御質問にお答へする前に、先ほどの御質問に対して御答弁を漏らしましたので、つけ加えて答へさせていただきます。

先ほど申しました八十万坪程度の工業団地を計画いたしますが、これはあくまでも工場用地でございます、御質問にありましたような住宅地につきましては、この工業団地とは別に住宅団地を計画するわけでございます。そして住宅団地の中に商店街、そういうふうなものも計画いたします。そういうふうな住宅の建設はいたしません、別に工業団地に近い環境良好なところに住宅団地を計画する、こういう考へ方でございます。

それから、ただいまの御質問にございまして学校の分散の問題でございますが、ただいま御意見もございましたように、大学という施設、こういうふうなものには東京の二三区という非常に教育環境の悪い地帯に必ずしも必要としないのでございまして、これは増設、新設、拡張を制限す

る、こういう措置をとりますと同時に、漸次既存の大学の分散も指導、奨励していく、勧奨していく、こういうことはこの首都への人口の過度集中を防止する対策の上におきましても、大きな一つの措置であらうと考へております。

ただ既存の大学施設というふうなことになる、法律に基づいて強権で分散を命令するといふようなことは適當でないと思ひますので、あくまでも指導勧奨で、これをできるだけ行政指導でやつていくといふようなことにならざるを得ないと思ひます。ただそういうふうな指導勧奨を行政指導でやつていくといふことになりまして、この大学の分散を受け入れる学園都市、教育都市と申しますか、そういう受け入れ態勢の整備といふこともまた十分考へていかなければならぬと考へておるのでございまして、大学の学校施設につきましては、これが新設、拡張は制限するといふ法律措置を講じつつ、一面におきまして、そういう大学の分散につきましても行政指導をしていく。それに伴ひまして学園都市を建設して環境の良好な都市を作るといふことに、今後われわれといたしまして努力をいたさなければならぬといふふうな考へておりました、ただいま学園都市の建設といふふうなことにございまして、鋭意その計画を練りつつある、こういうふうな段階でございます。

○石川委員 学校の方の關係はいろいろ意見もあつたけれども、大體この前質問しましたから打ち切りたいと思ひますが、ただ今のこの法案の体裁からだけ見ますと工場と学校とを制限して、片方では工業団地を準備して

やるということがあられるけれども、学校の土地を用意するということも全然この法案には出ていないわけです。形の上から見ても非常に片手落ちだというふうに考えざるを得ないわけで、学園都市の構想が今持たれておるといふような話を伺いましたけれども、この学校の分散ということについてもぜひ積極的に具体策を進めていただきたい。

それから建設大臣にちょっと伺いたいのですが、これも根本的な問題でここでとやかく結論を出すわけに参りませんけれども、私前から申し上げておる通りに、東京都の交通難、あるいは都市問題の対策ということに関連をしまして、最近では水道まで足りなくなってきたというふうなことで大へんな騒ぎになっておりますが、水道だけではありません。このままの形でもって都市集中というものが進む限りにおいては、非常にオーバーな表現だと言つて笑われますけれども、東京都は崩壊するのではなからうか。もうすでに精神面においては崩壊しておる面が多々出てきております。これはここで申し上げることはありませぬから申し上げませぬけれども、そういうことで抜本的な対策を考えないと、そういう小細工だけではどうにもならぬ段階にきておる。従つて、思い切つて東京都の都市の持ついろいろな機能、あるいは首都としての機能の中で一つの機能だけをそっくり移転するという抜本的な対策を考えないと、この程度の法案ではとうてい都市集中を排除するという効果は十分に期待できない、こう思わざるを得ないわけですが、その点についてここで御答弁は求めませぬけれども、人口の集中、交通の集中、塵埃、騒音、色

の問題もあるわけですが、こういうものが重なり合つて、ちょっとやそつとの解決ではどうにもならぬという病的な状態に東京都はなりつつある。そのことを通じて東京都がいろいろな流行とかいろいろな指導的立場に立つておるといふことになると、日本の将来に非常な暗影を投げかけるという点において重大問題ではないか。単なる行政の問題だけではないか。抜本的に東京都を何とかしなければならぬということ、大へん重要な課題を申し上げて恐縮でございますけれども、この点もこの程度のことでは小細工にすぎぬといふふうなわれわれとしては考えざるを得ないので、ぜひ御配慮をお願いしたいと思います。

それがらきよりの議運の関係で大へん採決を急がなければならぬということなので、私も二、三の点だけを申し上げて、あとほかの人に譲りたいと思つておられますけれども、首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案については、いろいろ申し上げたいことがあります。

特に一番問題になりますのは強制取用の問題でありますけれども、おとといでしたか憲法学者も呼んでこの点については一応の質問をやっておりまして、ここでは省略をして、具体的な諸問題で、この施行者は一体都市だけなのか、一部事務組合あるいは住宅公団ということになっておられますけれども、開発公社というの、地方にちよいちよいあるわけですが、開発公社をこの対象にしないという、運営がうまくいかなないのじゃなからうかと思つておられますけれども、この法案の中には入つておらぬ、こういうふうに考えま

すが、その点はどうでしょう。か。○水野政府委員 たいだいま御質問ございました開発公社の問題でございますが、御承知のように、開発公社は財団法人の場合が多い。民法の公益法人でございますので、その資金の関係、それに對する監督の関係、そういうよりな点におきまして、公共団体あるいは住宅公団というよりな国の代行機関と比較いたしますと、やはり公益的な色彩というものは薄いというように感ぜざるを得ないのでございます。そこで工業団地造成事業につきまして、土地取用権を付与するといふよりな大きな権限を与えるものでございまして、そういうよりな開発公社といふよりな公益法人にまで、この事業施行者を拡大することは、少し行き過ぎであるといふように考えておる次第でございます。

○石川委員 あと一点だけ建設大臣に伺います。この工業団地造成が土地取用の対象になつて、相当補償の問題が出てくると思つておる。これは公共団地に関する特別措置法案がこの前通過しましたけれども、これによりまして、それに対する答申としての補償の基準というものは、一応出たように新聞では拝見しております。しかし、これは私具体的にはこの委員会でも一回も説明を受けてないのが、私としては非常に不満でございますけれども、しかし補償の基準というものは、公共団地の特別措置関係だけに適用することなのか、これ私非常に不勉強ではつきりいたしませんけれども、一般の土地取用にもこれを適用するといふよりなお考えなのか、その点を一つ伺いたいと思つておる。

○關盛政府委員 たいだいまお尋ねのことございました補償基準の統一に関する公共団地の補償基準審議会における答申を政府としてはいただいたのでございまして。これはたいだいまお尋ねの点について申し上げますと、土地取用の対象となる事業の場合の基準となるべきも決いたしました。同時に、各省々の長が任意契約によつて実施いたします場合の補償の基準ともなる、こういう性質のものとして、政府部内において、その措置をとるべく、目下具体的に準備を進めておる次第でございます。

○石川委員 新聞で拝見しただけで内容がわかりませんので、いつか機会をあらためて、一応の答申はこうなつておる、政府としてはこういふふうなやりたいという説明が一回あつては非常に関心を持つておるわけですが。あの中は大体われわれの考へておる線に近いような答申が出ておるようには思つておるけれども、ただ私がつつと積極的にやつていきたきたいと思つておる。こういう強制取用といふものを私企業に對してまで適用するといふことになりまして、全体的に見れば必要だといふことが納得をされても、取用の対象となる人の立場からいふと、工場を作るのに強制取用するのと同じようにならぬのが相当出てくると思つておる。実際問題としては、なかなか土地取用といふものの適用はしないと思つておるけれども、しかし、そういうふうな考えなきにしもあらずと思つておる。その場合の被取用者の救済といふよりなことについては、特別に補償の面で考慮をするといふ配慮が必要ではなから

るか、こう考えるわけでございます。ところで私はこの前も補償の基準のところに申し上げたように、生活対策といふことも、そういうものも、今度は積極的に考えるということになつておりますが、財源措置としてはなかなかこれは容易じゃないんじやないかといふふうに考えますけれども、補償金庫といふふうなものをやはり國が用意をして、生活対策まで、低利融資、あるいはこれは補助金でございますかどうか知りませんが、そういうふうなことで、よほど好意的に生活対策にまでめんどうを見るという配慮がないと、この強制取用だけをするといふことに対しての不満は非常に大きくなるのじゃないか、こう思つておるのですが、その点はどうか、どう思つておるのか、考えますか。

○關盛政府委員 答申のありました問題は、公共団地の取得に伴う損失の補償に関する適正な措置についての答申でございます。従つて、いわゆる財産権に對する適正な補償を行なうべき範囲は何であるかといふことを定めることを目的としたしておる。補償の実施と関連いたしまして、生活再建の問題であるとか、あるいは現在のわが國におきましてはまだ慣例が十分確立されておりませぬけれども、社会的な受忍の範囲をこえて当該公共団地の付近地における事業損失をこうむる人々に対する損害賠償の問題、事業施行に伴う損害賠償の問題、こういったような問題も、生活再建の問題と並行して、現実に行なわれる補償との、補償そのもののワクの外ではありますけれども、関連の深い問題でございます。ただ統一の問題としてこれを議論いたしますときには、生活再建の問題であり

るか、こう考えるわけでございます。ところで私はこの前も補償の基準のところに申し上げたように、生活対策といふことも、そういうものも、今度は積極的に考えるということになつておりますが、財源措置としてはなかなかこれは容易じゃないんじやないかといふふうに考えますけれども、補償金庫といふふうなものをやはり國が用意をして、生活対策まで、低利融資、あるいはこれは補助金でございますかどうか知りませんが、そういうふうなことで、よほど好意的に生活対策にまでめんどうを見るという配慮がないと、この強制取用だけをするといふことに対しての不満は非常に大きくなるのじゃないか、こう思つておるのですが、その点はどうか、どう思つておるのか、考えますか。

ますとか損害賠償という問題は、個々  
具体のケースによりましていろいろ差  
別が多いわけでございますので、統一  
基準作成の段階においてまだ十分な具  
体例が確立されておられませんので、答  
申からは漏れておる、こういうのがこ  
の答申の内容でございますが、ただい  
まお話しのような点は、さらに具体の  
慣行の確立に向かつて進み、かつその  
方針がすみやかに立てらるべきことが  
審議会としても要望が出ております  
で、その線に従って政府部内十分検討  
をいたして参りたいというふうに考  
えております。

○石川委員 私の問題はこれで終わり  
ます。まだ聞きたいところはたくさん  
ありますが、時間の関係もございませ  
んから省略しますけれども、補償の基準  
については、あらためて一つぜひひっ  
くり御説明を願いたいというのを要  
望して、次の質問者に譲ります。

○二階堂委員長 兒玉君。

○兒玉委員 時間が非常に迫ってお  
るということでございますので、基本  
的な問題を一、二、それから経過措置  
として学校関係の問題が出されてお  
りますので、この点について二、三  
点お伺いしたいと思います。

まず第一は、この法律の基本となる  
ところの首都圏整備法が制定されてか  
らすでに六年間たっておりますが、こ  
の法律の中におきまして、整備委員  
会なりあるいはこの諮問機関としての首  
都圏審議会の審議委員、こういうもの  
によって、この法律によって規制され  
ておるところの首都圏の基本計画なり  
あるいは整備事業計画が制定されて、  
その実行状況については第十五条に  
よって国会に報告する、こういうよう

非常に厳格な規制がなされておるわ  
けでありますけれども、この法律の中  
から、さらに今上程されておりますこ  
の二つの一部改正法案との関連につ  
いて考えますならば、このような委員  
会なりあるいは審議会というものが今  
までどういふふうに活用されてきたの  
か、このことが厳格に実施されてきた  
ならば、今ここでさらにこのような一  
部規制するような法律を出さなくて  
も、十分この効果というものは期待で  
きたはずだと思っておりますが、この整備  
委員会なり審議会等の運用、第二十  
一条による首都圏の整備計画というも  
のが具体的にどの程度今日まで確立さ  
れてきたのか、この基本的な点につ  
いて担当者の方からお伺いをしたいと思  
います。

○水野政府委員

首都圏整備委員会が  
去る三十一年の六月に発足したのでご  
ざいます。首都圏整備の基本方針を  
定める基本計画につきましては、三十  
一年度におきまして、首都圏整備審議  
会に付議して、すでに決定を見てお  
るでございますが、この基本計画に基  
づきまして、十一年を目標とする整備  
計画が策定されているのでありまし  
て、首都圏全域にわたる計画といたし  
まして、首都圏内重要連絡幹線道路  
整備計画を去る三十二年に決定して  
おります。

次に、既成市街地につきましては、  
現在までに建築物の高層化計画ある  
いは公共住宅整備計画、道路街路整備計  
画等十八の計画を決定しておるのでご  
ざいます。  
そのほか市街地開発区域の整備につ  
きましては、まずこの市街地開発区域  
の指定を行なうのでございますが、去

る三十二年八月に相模原町田地区を指  
定をいたしました。引き続き八王子・  
日野地区、大宮・浦和地区等九地区に  
つきまして、この市街地開発区域の整  
備計画につきましては、すでに一部は  
策定を見ておるのでございますが、現  
在残りの重要施設につきまして、整備  
計画を策定中であるというように段階  
でございます。このような首都圏整備  
計画をきめずには、あらかじめ首都  
圏整備審議会に付議して、その御審  
議を願うというよりなことで、この首  
都圏整備委員会も非常に活発に運営さ  
れておるというよりな状況でございます。

○兒玉委員

計画が一部策定されてか  
らすでに五年ないし六年の年月を経て  
おるわけでありまして、単に計画の策  
定ということだけでなくて、具体的に  
その計画というものが実行されなかつ  
たところ、私はこのような問題が発  
生しているのではないかと思っております。  
それではやはり強力に推進するため  
の積極的な意欲がないのではないかと  
ただ単にプランだけであって、そのプ  
ランというものがどの程度事業計画の  
中において実行されてきたのか。今言  
われたように十一年間この計画の完  
成をしたいと思いますという御答弁であ  
ると思いますが、現在どの程度その計画が  
実際に実行に移されておるのか、この  
点についてお答え願いたいと思いま  
す。

○水野政府委員

私の答弁も適当でな  
い個所があったと思っております。実  
はこの首都圏の整備の重要方針を定め  
る基本計画は、昭和五十年を前期、後  
期、二期に分けては、五十年を前期、後  
期、二期に分けては、前期十一年計

画につきまして、ただいま申しました  
ような重要施設の整備計画を策定いた  
しておるわけでありまして、  
これの進捗状況でございますが、三  
十二年度から三十六年度に至る五九年  
間を見てみますと、予定事業量のほぼ  
七割五分に近い進捗率を示しておる  
申して差しつかえないと思っております  
が、ただ今回提案をいたしましたような  
改正案を提出いたしましたのも、その  
進捗状況の一そう促進をはかりたい、  
こういうことで提案をしたような次第  
でございます。

○兒玉委員

首都圏の既成市街地にお  
ける工業等の制限に関する法律が昭和  
三十四年に制定されたけれども、今言  
われたようなことを含めてさらに規制  
をきびしくして促進をはかりたいとい  
う御答弁でありましたが、首都圏整備  
法の二十六条に基づく法案にいたしま  
しても、これが制限に対するところの  
適用除外あるいは経過措置が非常に甘  
かった、こういうことでさらに今度ご  
の制限を規制していきたいというのが  
大体提案の御趣旨だと思いますが、適  
用除外なり経過措置ということにおい  
て、どういふ点に抜かりがあったの  
か、この点について御説明をいたさ  
たいと思います。

○水野政府委員

いろんな点が実はあ  
るわけですが、主要な点を申し上げます  
と二点でございます。  
第一点は、現在の制限規模が高過ぎ  
る、これをもう少し引き下げる必要がある  
というところでございます。工場につき  
ましては、御承知のように千六百平方  
メートル以上の作業場を持つ工場とい  
うようなものが制限対象施設になつて

おります。大学につきましては二千平  
方メートル以上の敷地を持つ大学とい  
うことになっております。これらの制  
限規模が高きに過ぎる。これをもっと  
引き下げる必要があるということが第一  
点でございます。  
第二点は、この法律を制定実施いた  
しました三十四年四月一日にすでにあ  
る工場なり大学、こういう既存施設に  
つきましては、その工場なり大学の団  
地内におきましては無制限に増築がで  
きる、こういうことによりまして、ど  
んどん増設が行なわれておるような現  
状でございます。そういう団地内の  
増設を制限する必要がある、こういうこ  
とが第二点であります。

○兒玉委員

ただいま申し上げる  
点が、そのほかいろいろございしますが、主  
要な点は今申しました二点をこの際改  
正いたしました。工業等の増設を一  
そうきびしく制限していきたいとい  
う考え方をさせていただきます。

○兒玉委員

ただいま申し上げる一つの  
手抜かりの点をさらに規制しようとい  
う御答弁でありましたが、さらに今回  
出されておりますこの改正法案の中  
で、工場、学校等の、特に学校関係につ  
いての経過措置として附則にいろいろ  
ことが書いてあるわけですが、ただし、  
この改正法の施行の日に工業等制限区  
域内に存していた学校が届出をしたも  
のについては、理工科系の大学及び高  
等専門学校については三年以内限り、そ  
他の教室については三年以内限り、  
この法による改正後の第四条第一項の  
規定を適用しない、こういうことがう  
たがってあります。この点は今申しまし  
た三十四年に制定されたときよりは多  
少はその面積等において狭くなつてお

るわけでございますけれども、この学  
校関係の理工科系大学並びに高等専門  
学校にあっては自分の間というのは、  
きわめてあいまいな表現であつて、こ  
れではまた同じようなことを繰り返す  
のではないかと。特に教育に關しまして  
は重大な問題であり、文部省当局の相  
当の抵抗があつたことが予想されるの  
ですが、自分の間というのはどうい  
う概念に立つての自分の間であるのか、  
またその他の教室についてはこの法律  
の施行日から起算して三年以内とい  
うのは、どういふ理論的な根拠に基づ  
いて三年といふものに規制したのか、こ  
ういふ点についての今までの経過なり  
あるいはこれによつてはたしてせつか  
くの規制が実効をあげることができ  
るかどうか、この二点について御答弁  
を願ひたいと思ひます。

○水野政府委員 まず第一点でござい  
ますが、自分の間とございましては、  
最高十年以内でございまして、科学技  
術者の大量養成が現在非常に必要であ  
る、こゝろいふような情勢にかんがみま  
して、そゝろいふような要請のある期間  
最高十年といたしまして、その範囲内  
で考へていきたい。それから三年と書  
きましたのは、学部等を新設いたし  
ました場合におきましては、学年進行  
による増設、施設の整備といふような  
ことが認められておりますので、学年  
進行による充実といふことになるかと、  
三年間になりますので、そこで三年  
間といふような期間をとつたのでござ  
います。このよゝうな経過措置を特に学  
校について認めましたのは、大学、特  
に私立大学の現状、御承知のよゝうに、  
科学技術教育の振興が叫ばれており  
ます今日におきまして、施設を整備す

る、こゝろいふようなことがありま  
す場合、どういたしまして、既存施設  
と人的、物的に連携をとつて施設を増  
設しないと、多額の経費がかかる、こ  
ういふよゝうな関係もございまして、  
私どもの理想論から申しますと、こ  
ういふ経過措置を設けますことは、  
必ずしも満足すべきものではございま  
せんけれども、大学の、ことに私立大  
学の現状にかんがみまして、やむを得  
ない措置をいたしまして、こゝろいふ経  
過措置を設けた次第でございまして。  
○兒玉委員 最後に一点お伺ひいたし  
たいと思ひますが、先ほど石川さん  
の方からも御質問があつて、よく私は  
聞き取れなかつた面があるのですが、  
経過措置十年といふことになりま  
す、その間の趨勢といふものは相当変  
化が予想されるわけでありま  
すけれども、この際並行的に、先ほど言  
われたよゝうな学園都市、理工科系の学  
校を集中的に郊外に移転する、こゝろいふ積極  
的な政策を打ち出していくべきではな  
いでしょうかと思ひます。こゝろいふ十  
年間の暫定措置といふ経過措置と並行  
的に、郊外への積極的な政策なりまた  
構想といふものは持つていないのかど  
うか、この点だけを明らかにして  
いただいて、私の質問を終わりたいと思  
ひます。

○水野政府委員 学園都市の建設は、  
今御指摘がございまして私ども  
として大へん重要なことであると思  
ひます。この学園都市をせむ私ども  
もいたしましては早急に建設に着手  
したいといふことで、目下諸般の調査  
準備をしております段階でございま  
して、できるだけ早くこの学園都市建  
設の構想を実現に移すよゝうにわれわれ

といたしましては努力をしていき  
たいと思ひます。  
○二階堂委員 中島殿。  
○中島委員 実はきよゝういろいろ  
御質問いたしたいと思つておつたので  
すが、災害対策特別委員会があつてそ  
の方に申かけておりましたので、大  
ざつぱな一点だけを質問いたしたいと  
思ひます。経済企画庁見えていま  
す。  
○二階堂委員 もう帰りました。  
○中島委員 それでは大臣にお伺  
ひしたいのですが、この首都圏の整備  
委員会は昭和三十一年度と昭和四十  
一年度までの構想を発表しておるわけ  
です。その構想によりますと、一つの例  
をあげますと、昭和四十一年には都内  
の交通網に対するところの一日最大の  
交通量はどうかといふよゝうなこと  
で、たしか国鉄八線、私鉄十五線、二  
十三線について昭和四十一年はこゝろ  
いふ交通量になるといふことを発表し  
ておつたのであります。それが昭和三十  
四年のたしか鉄道年鑑だと思ひました  
が、それを見ると、昭和四十一年にこ  
ろいふ交通量になるといふ数字をす  
でにオーバーしておる。それから、そ  
後におきましていわゆるグリーン・ベ  
ルト時代の学園都市の構想を発表され  
たり、また川島長官の官庁移転の問題  
なんか発表されて、この東京都の過  
大化をいかに解消するかといふ点で非  
常に苦慮されておることは、これらの  
諸問題をとらえてみれば、はつきり  
たしておると私は思ふのであります。  
そこで今度のはこゝろいふよゝうな構  
想でこの法律案を提案されまして、首  
都圏整備委員会、これを首都圏内に限  
った整備委員会とすれば、こゝろいふ構  
想を

発表されるのは――まあそゝろいふよ  
うな成り行きだろゝと思ひます。そこ  
で基本的な問題として、例の国土総合  
開発法であるとか、国土調査法である  
とか、こゝろいふ幾多の法律が出てお  
るわけでありまして、日本全国の国土開  
発をどういふふうにしていくべきか  
といふ基本的な構想が固まつてお  
つた、これは経済企画庁に質問したい  
と思つたのですが、おりませんのでこ  
ゝろいふよゝうな一環としてこ  
の首都圏整備委員会の任務が初めて  
はつきりするわけである。こゝろいふよ  
うな国土総合開発法ができて、これ  
に対する構想が何らできておらない、そ  
の上で積み重ねておるものが今度法案  
に突如として出たわけでありまして、そ  
こで私はこれに対して反対するものでは  
ございませぬけれども、今まで首都圏  
整備委員会の計画とか構想といふよ  
うなものをたびたびお伺ひしておつて、  
いつもそれが三年か四年たつと根本  
的に食い違つておる。従つて、今度の法  
案に対しては私も反対はせずにお  
手並み拝見といふ考へでおるわけ  
です。ところがこの構想ができるにつ  
いては、とにかく素案であつても大体十  
年間くらいなアウトラインの構想は必  
ずおありだと思ひます。そゝろいふよ  
うなものの御発表を早急にお願ひいた  
したいと思ひます。

に、例の広域首都圏問題であるとか、  
今は商工委員会にかかつておる新産業  
都市の問題であるとかいふよゝうな、  
いろいろの構想を持つた法案がばらば  
らに出てきておる。これでは結局役所  
のセクシヨナリズムで、おのおのの立場  
で勝手な法案が次から次に提出される  
といふのが現状ではないかと、こゝろい  
ふよゝうに考へるわけでありまして、こ  
れに対して大臣の御所見をお伺ひいた  
したいと思ひます。

○中村国務大臣 御承知の通り、国土  
総合開発も前の泊水長官のころに草案  
ができて、この草案に対して世間の  
十分な御批判をいただくために、政  
府としましては公表をいたし、しかも  
それに対する意見等がよゝうやく各  
方面から集まりまして、現在国土総合開  
発審議会において審議中によし、先ほど  
企画庁の方からも御答弁があつたわけ  
でございまして、近く結論が出る模  
様と承知をいたしております。もち  
ろ人首都圏整備の方も国土総合開  
発といふことと大に関係があるわけ  
でございますが、首都圏関係は御承知  
の通り三十一年度に法律がございま  
すので、これももちろんこの国土全  
体の総合開発と十分な関連を持つて  
おるわけでございます。

なごこのよゝうな方法によりまして、  
人口の過度の集中を解決していこう  
といふ努力をしておるわけでございます  
が、これは現在御審議中の新産業都市  
の法案なども関係がございまして、  
国土総合開発とも関係がございまして、  
やはり他の地方にできるだけ魅力のあ  
る都市を育成していくといふ努力も他  
面必要であらうと思ひます。

なごこのよゝうな方法によりまして、  
人口の過度の集中を解決していこう  
といふ努力をしておるわけでございます  
が、これは現在御審議中の新産業都市  
の法案なども関係がございまして、  
国土総合開発とも関係がございまして、  
やはり他の地方にできるだけ魅力のあ  
る都市を育成していくといふ努力も他  
面必要であらうと思ひます。



ざるを得ないわけでありませぬ。

なるほど最近、都市集中というものを排除しなければならぬというところが一般の世論となりまして、公共の福祉という憲法の概念に、これがちょうど適合するのではなからるかという見方もあることも、うなずけないわけではありませぬが、この土地取用を行なうという対象が、利益を生むところの私の企業に対して行なわれるということにつきましては、公共用の環境、施設がございませぬだけに、これが公共の完全な福祉というものに合致するかどうか、どう考えても、われわれとしては大きな疑問を持たざるを得ないわけでありませぬ。特に制限された工場が工業団地に移る場合には、優先順位が付けられることになっておりますけれども、この制限された工場に対してのみこれが適用されるというのであれば、まだわれわれとしては理解がしやすいのでございませぬが、この制限された工場だけではないということになって参りますと、取用される対象、農民その他地主の気持からいたしましても財産権に抵触するのではないかと、憲法に抵触するのではないかとという疑問なきを得ないわけでありませぬ。特に、これがいわゆる四大工業ベルト地帯というよりなところに対しては、こういう法案の規制が将来生まれるのでありませぬから、新産業都市法案などとともに、これが全国的に前例となつて拡大発展をさせる可能性があるというだけに、なおさらこの点について私は多くの疑念を持つわけでありませぬ。

従つて、こういうような多くの疑念を残したまま、現時点でこの法案に対してはにわかには賛成しがたい、これがわれわれの反対理由であります。

○二階堂委員長 以上で討論は終局いたしました。

これより本案を採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○二階堂委員長 起立多数。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

○二階堂委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、田中幾三郎君より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

田中幾三郎君より趣旨の説明を聴取いたします。田中幾三郎君。

○田中(幾三)委員 私は民主社会党、自由民主党を代表いたしました。ただいまの法案に対する附帯決議を提出したいと思ひます。

まず主文を朗読いたします。政府は、本法による工業団地造成事業の実施にあたり、土地等を取用する場合には、特に個人の権利並びに私有財産権を不当に侵害することのないよう特段の配慮をなし、被取用者に対しては公正妥当な補償を行なうよう、万全の措置を講ずべきである。

右決議する。最近、公共のために土地を取用する法律がたくさん出て参りまして、憲法の二十九条による私有財産権といふものが、この公共の福祉もしくは公共の利益といふ名によつてだんだんと圧縮されてきておる傾向であります。先般も参考人に私が質問をいたしましたのでありますが、公共の福祉と私企業の利益といふものとの区分が非常に明確になりがたい。公共の福祉といふことはき

わめて抽象的な言葉でありますから、何が公共の福祉か、何が公共のための利益かといふことを決定するには非常に困難を伴うのであります。たとえば電氣の場合のごときは、やはりこれは一種の私企業でありますから、電氣を作つて売るといふことにおいては私企業であります。しかし、電氣を売るといふことによつて公共の福祉、利益がもたらされておるのでありますから、私企業を通じて公共の福祉、利益がもたらされるという意味であります。

が、本件の場合には、市街地に工業団地を作つても公共の福祉を受けるのはだれかといふことになりませぬと、非常な疑念が出てきます。都市全般の不定多数人が、あそこに工業団地ができたのでどういふ公共の福祉を受けたかといふことが、非常に判定しにくいのであります。これを乱用いたしませんならば、工業団地を造成するといふ陰に隠れて私企業がこの団地において行なわれる、これは非常に危険であります。私先般質問をいたしましたときにも、参考人の意見は私企業に重点を置くのであるならば憲法違反の疑いが十分にあるといふ答弁でありました。でありますからこの法案を実施するにあつては、私有財産を侵害しないように十分配慮をなすべきである。しかし、憲法におきましては補償をすれば私有財産も制限できるというところは当然でありますから、問題はやはり補償にあるので、自分の意思に関係なく強制買収をされても補償があればそれで償うのでありますから、やはり補償という点に重点を置かなければならぬと思ひます。ありまして、補償を十分にすれば強制買収——自分の意思にかかわらず所有権を失つてもそれで所有者は満足する

のでありますから、この二点について万全の措置を講じてもらいたい。しかし、先般も三十八国会、三十九国会を通じて附帯決議が幾つなされたかといふことを調べましたところが、ずいぶん多数あります。しかし、附帯決議は何らの拘束力を持たないのでありますから、私はあつてもなくてもいいのではないと思ひますけれども、附帯決議を出した私の趣旨は、やはり被取用者に対しては正当な補償を払ふといふことです。法律によれば、補償が少なければ裁決を求めたとしても規定はありますけれども、やはりかように公共のために土地取用するいは強制買収が非常に多くなつた今日におきましては、別個の機関として裁判所的な存在として補償委員会とかあるいは補償裁判所とかいふ特殊の機関を設けてそこにおいてこの問題を解決すべきが至当ではないか。ですからこの附帯決議が単なる附帯決議でなしにそういう機関、組織を作る方向に進んでもらいたい。

聞くところによりますと買収基準といふものを定めておるようでありますけれども、基準だけでは十分ではありません。基準を定めて、基準を実行する組織なり機関なり独立したものを作つてやるべきではないかと思ひますのであります。この附帯決議の中に万全の措置と書いてありますけれども、そういう一つの機関、組織を作るべきではないかといふ趣旨でありますから、どうぞ諸君の御賛成を得たいと思ひ次第であります。

○二階堂委員長 以上で趣旨の説明を終りました。

本動議に対しては別に発言の申

出もございませんので、本動議を採決いたします。

○二階堂委員長 起立多数。よつて本動議は可決され、本動議の通り附帯決議を付することに決しました。

この際中村國務大臣より発言を求められております。これを許します。中村國務大臣。

○中村國務大臣 ただいま両法案に対する附帯決議がございましたが、政府といたしましては、附帯決議の御趣旨を十分尊重いたしまして、最善を尽くして参りたいと思つております。

○二階堂委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました両案に対する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○二階堂委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次会は、来たる五月六日曜日、午前十時より理事会、同三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時散会

〔参照〕首都圏の既成市街地における工業等の制限に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八号)(参議院送付)に關する報告書

首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四九号)(参議院送付)に關する報告書(別冊附録に掲載)